

公益財団法人千葉県下水道公社委託業務低入札価格調査実施要領

令和4年5月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県下水道公社が競争入札により委託業務（建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務を除く。以下同じ。）の契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施から落札者の決定までの一連の事務手続その他の事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 公益財団法人千葉県下水道公社財務規程第77条第1項第2号（第81条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 主務部長 公益財団法人千葉県下水道公社組織規程第3条の事務を所掌する部の長をいう。
- (4) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (5) 最高評価値者 公益財団法人千葉県下水道公社総合評価落札方式実施要領（以下「総合評価実施要領」という。）第9条第1項に規定する落札者となるべき総合評価値の最も高い者をいう。
- (6) 第1順位者 総合評価落札方式によらない入札においては最低価格入札者をいい、総合評価落札方式による入札においては最高評価値者をいう。
- (7) 低価格入札者 総合評価落札方式によらない入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいい、総合評価落札方式による入札においては、総合評価実施要領第9条第1項各号に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、同項各号に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、総合評価値の最も高い者（「高評価値者」という。以下同じ。）に比して総合評価値が同等以上である者をいう。
- (8) 調査除外者 低価格入札者のうち、第10条第4項又は第11条第6項の規定により低入札価格調査を中止した者又は実施しない者をいう。
- (9) 調査対象者 低価格入札者のうち、調査除外者でない者をいう。
- (10) 被調査者 低価格入札者のうち、現に低入札価格調査を受けている者をいう。

(適用対象委託業務)

第3条 この要領は、競争入札により予定価格（単価入札の場合は、予定価格に予定数量を乗

じて得た額)が5百万円以上の委託業務の契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、公益財団法人千葉県下水道公社入札参加資格委員会において低入札価格調査の対象としないとされたときは適用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札の執行者が低価格での落札のおそれがないと判断できるときは適用しないことができる。
- 3 公益財団法人千葉県下水道公社が契約を締結しようとする委託業務のうち、著しい低価格での落札による労働環境の悪化や品質低下が懸念される等、理事長が特に低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用が必要と認めた業務の取り扱いについては、別に定める。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、理事長が定めるものとする。

- 2 調査基準価格の額は、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 理事長は、予定価格を記載した書面に、調査基準価格を「(調査基準価格 ○○円)」と記載し、かつ、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第3位以下の端数を生じたとき、これを切り上げる。)を「(調査基準価格の110分の100の額 ○○円)」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第6条 理事長は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施の上、後日それを決定すること、及び入札者に対しその決定の通知をすること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、第1順位者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者(第1順位者でない者を含む。)は、事後の事情聴取等の調査に協力すべきこと。また、事情聴取に協力しない者は入札を無効とすること。
- (5) 低価格入札者(第1順位者でない者を含む。)は、開札をした日(総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日)の翌日から起算して4日以内(この期間に公益財団法人千葉県下水道公社就業規則第9条に規定する休日(以下「休日」という。)が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、理事長から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。また、期限までに提出しない者は入札を無効とすること。

(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施すること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、入札の執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。(総合評価落札方式による入札で、開札後に業務提案を審査する場合は、業務提案を審査する場合は、業務提案を審査するため落札者の決定を保留した後、審査の結果、低価格入札者がいたときに、低入札価格調査を実施するため、保留を継続する旨を宣言する。)

ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2 入札の執行者は、総合評価落札方式によらない入札において、次の各号に掲げる者のうち第1順位者以外の者について、複数の者の入札価格が同価格である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。

(1) 低価格入札者

(2) 予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者

3 入札の執行者は、総合評価落札方式による入札において、低価格入札者及び高評価値者のうち、第1順位者以外の者について、複数の者の総合評価値が同等である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。この場合において、くじを引かせた結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後低価格入札者として扱わないものとする。

ただし、開札後、業務提案に係る審査を行い、低価格入札者及び高評価値者が判明する場合は、判明した時点で、総合評価値が同等である者に、くじを引かせるものとする。

(第1順位者に対する低入札価格調査の実施)

第8条 理事長は、入札の執行者が前条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、第1順位者について、低入札価格調査を実施しなければならない。

(低入札価格調査の方法及び調査事項)

第9条 低入札価格調査は、次の各号に掲げる事項について、次条の規定により徴する低入札価格調査報告書等の精査、第11条の規定により実施する事情聴取及び関係機関への照会等の方法により実施するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 入札価格の積算内訳

(3) 労務者の供給に関する事項

(4) 手持委託業務の状況

(5) 契約対象委託業務履行場所と入札者の事務所等との関連

- (6) 手持資材・設備の状況
- (7) 過去に受注した同種の官公庁発注委託業務名、発注者及び履行状況
- (8) 経営内容
- (9) 信用状態
 - ア 関係法令等違反の有無
 - イ 賃金不払いの状況
 - ウ その他
- (10) その他必要な事項

(低入札価格調査報告書等)

- 第10条 理事長は、入札の執行者が第7条第1項の規定により入札を終了した後（総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した後）直ちに、低価格入札者全者に対し、別記第13号様式により別紙1に定める書類（以下「低入札価格調査報告書」という。）又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記第13号の2様式）の提出を求めなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による通知について、入札執行日（総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日）当日中に低価格入札者全者に到達するよう配慮するものとする。
 - 3 入札価格調査報告書の提出期限は、開札をした日（総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日）の翌日から起算して4日以内とする。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
 - 4 理事長は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記第13号の2様式）を提出した場合も、同様とする。
 - 5 低価格入札者が低入札価格調査報告書を提出する場合において、低入札価格調査報告書の内容を立証するため、自らが必要と認める書類（以下「任意提出書類」という。）を低入札価格調査報告書と併せて提出することは妨げない。
 - 6 低入札価格調査報告書が提出された後は、その一部又は全部の差替えは認めないものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、低入札価格調査の実施者が必要と認めたときは、1回に限り、提出期限後の書類の追加提出のみを認めるものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。
 - 7 任意提出書類については、提出された後の一部又は全部の差替え及び追加提出は認めないものとする。

(事情聴取の実施)

- 第11条 主務部長は、理事長の指示により、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない

い。

- 2 前項の規定による事情聴取は、第1順位者については開札をした日（総合評価落札方式による場合は、高評価値者を決定した日）の翌日から起算して9日以内に実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
- 3 第1項の規定による事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができる。
- 4 第1項の規定による事情聴取は、前条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これを実施することができない。
- 5 理事長は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、あらかじめ被調査者に対し別記第14号様式により通知しなければならない。
- 6 理事長は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。

（取引金融機関等への調査）

第12条 理事長は、経営状況について、金融機関等へ照会する場合は、被調査者から同意書（別記第15号様式）を徴するものとする。

（別途提出書類の提出）

- 第13条 理事長は、被調査者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるとき又は被調査者から提出された低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないとき、必要に応じ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な書類（以下「別途提出書類」という。）の提出を求めることができる。この場合において、別途提出書類の提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。
- 2 別途提出書類については、提出された後の一部又は全部の差替え及び追加提出は認めないものとする。
 - 3 別途提出書類は、第10条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、提出を求めることができない。

（低入札価格調査表の作成）

第14条 主務部長は、低入札価格調査を実施したときは、当該調査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準（別紙2。以下「失格判定基準」という。）に該当するか否かを判断し、かつ、当該調査等の結果に基づき、低入札価格調査表（別記第16号様式）を作成しなければならない。

（第2順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施）

第15条 理事長は、第1順位者に係る調査結果について失格判定基準に該当すると判断した

とき、又は第1順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第1順位者の次に低い価格をもって入札した者又は総合評価値の高い者（以下「第2順位者」という。）について、低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 理事長は、第2順位者に係る調査結果についても失格判定基準に該当すると判断したとき、又は第2順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第2順位者の次に低い価格をもって入札した者又は総合評価値の高い者について、低入札価格調査を実施するものとし、以下順次同様に、調査対象者について低入札価格調査を実施するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、理事長は、複数の低価格入札者について並行して低入札価格調査を実施することができるものとする。

（委託業務低入札価格審査委員会への付議）

第16条 理事長は、別記第17号様式により低入札価格調査表を低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。

- 2 前項の規定により提出する低入札価格調査表は、「失格判定基準に該当しないと判断した者のうち最低の価格をもって入札した者1者若しくは総合評価値の最も高い者1者についての低入札価格調査表、及び調査対象者のうち当該者よりも低い価格をもって入札した全ての者若しくは総合評価値の高い全ての者についての低入札価格調査表」、又は「調査対象者のうち失格判定基準に該当しないと判断した者がいないときは調査対象者全者についての低入札価格調査表」とする。
- 3 審査委員会は、第1項の規定により意見を求められたときは、審査を行い、別記第18号様式により回答するものとする。
- 4 審査委員会は、失格判定基準に従い審査を行わなければならない。

（失格判定基準該当の決定）

第17条 理事長は、審査委員会の意見を踏まえ、審査委員会において審査された低入札価格調査結果について、失格判定基準に該当するか否かを決定するものとする。

（その他の者に対する調査等）

第18条 理事長が審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定した場合において他に調査対象者がいるときは、当該調査対象者について第15条から第17条に準じ取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により、理事長が審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定した場合において他に調査対象者がいるときは、当該調査対象者について第15条から第17条に準じ取り扱うものとし、以下順次同様に、調査対象者について第15条から第17条に準じ取り扱うものとする。

（落札者の決定等）

第19条 理事長は、審査委員会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査

結果について失格判定基準に該当しないと決定したときは、次の各号に掲げる者を当該各号に定める者として決定し、調査除外者のした入札を無効と決定する。

(1) 失格判定基準に該当しないと決定した者のうち最低の価格をもって入札した者又は総合評価値の最も高い者 落札者

(2) 第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者 失格者

2 理事長は、審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定した場合において他に調査対象者がいないときは、次の各号に掲げる者を当該各号に定める者として決定する。

(1) 予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者又は高評価値者 落札者

(2) 第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者 失格者

3 理事長は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、前項第1号に掲げる者を落札者として決定し、調査除外者のした入札を無効と決定する。

4 前各項の規定により落札者等を決定したときは、理事長は、落札者に対しては別記第19号様式により、「低価格入札者全者及び「低価格入札者以外の入札者のうち有効な入札を行った者」のうち落札者以外の者に対しては別記第20号様式により通知をするものとする。

(再度入札)

第20条 入札の執行者は、落札となるべき入札がないときは、再度入札を行い、再度入札は2回を限度とする。

2 前条の規定により失格者及び調査除外者と決定された者は、当該業務の再度入札には参加できないものとする。

3 再度入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、第7条から第19条に準じ取り扱うものとする。

(調査対象業務の概要等の公表)

第21条 理事長は、調査対象となった委託業務の概要を、当該業務に係る契約の締結後、別記第22号様式により作成しなければならない。

2 理事長は、低価格入札者のうち、第19条第1項又は第2項の規定により失格者とした者に係る低入札価格調査等の概要を、当該業務に係る契約の締結後、別記第23号様式により作成しなければならない。

3 理事長は、前各項の規定により概要を作成し、公表するものとする。

なお、公表の期間は落札決定又は契約の相手方を決定した日以降から、翌会計年度が終了する日までとする。

(虚偽説明等への対応)

第22条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合は、理事長は、競争入札参加資格停止の措置を講じるものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成25年度以降にその債務が履行される委託業務に係る入札から適用し、平成24年度に履行される委託業務に係る入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に入札公告又は指名通知を行う平成26年度以降にその債務が履行される委託業務に係る入札から適用し、平成25年度に履行される委託業務に係る入札及び施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った平成26年度以降にその債務が履行される委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

3 改正後の第5条の規定は、平成26年度以降にその債務が履行される委託業務に係る入札から適用し、平成25年度に履行される委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

4 改正後の第6条、第10条及び第11条の規定は、施行日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

別紙1

提出書類一覧

| 様式番号 | 名称 |
|----------|---------------------------|
| 別記第1号様式 | 低入札価格調査報告書 |
| 別記第2号様式 | 当該価格で入札した理由 |
| 別記第3号様式 | 積算内訳書 |
| 別記第4号様式 | 履行体制及び配置予定技術者等名簿 |
| 別記第5号様式 | 手持ち委託業務の状況（対象業務現場付近） |
| 別記第6号様式 | 手持ち委託業務の状況（対象業務関連） |
| 別記第7号様式 | 契約対象委託業務履行場所と入札者の事務所等との関連 |
| 別記第8号様式 | 手持ち資材の状況 |
| 別記第9号様式 | 手持ち設備の状況 |
| 別記第10号様式 | 労務者の確保計画 |
| 別記第11号様式 | 過去に受注した同種の官公庁発注業務名及び発注者 |

※注意事項

1 本紙に示す書類のうち、該当のないものは提出する必要はありません。

(手持資材がない等)

2 本紙に示す書類を提出するに際し、その内容を立証するため、自らが必要と認める書類を併せて提出することは差し支えありません。

別紙2

失格判定基準

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 1 仕様等に適合しない場合 | 1 発注者が示した仕様書等に記載した数量や契約履行条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合 |
| 2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合 | 1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 資材調達に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 |
| 3 法令違反であると認められる場合 | 1 労務者の賃金が最低賃金を下回っている場合 2 関係法令に違反している場合 |
| 4 上記のほか、適正な業務の履行がなされないと認められる場合 | 1 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 その他 |

事情聴取事項ヒアリング表

ヒアリングにより次のことを確認する。

- ①業務を履行するために必要な人員（人員配置、必要な資格者の確保等）は、基準に従い適正に確保されているか。
- ②賃金単価は、適正か。（比較対象＝「公共工事設計労務単価」等）
- ③時間外、社会保険料等は適正に見込まれているか。

| 項目 | 聴取事項 | ヒアリング・メモ欄 |
|----------|---|-----------|
| 人員 配置 | ○履行にあたって必要とする業務、職種、人員等は、何を基準として算定したか。 *基準とは、会社の基準、業界の基準、国等が定めた基準、法律上の基準等 | 適・不適・その他 |
| | ○業務・職種を担うに相応しい者が配置されているか。（業務・職種に必要な資格者を配置しているか 等） | 適・不適・その他 |
| | ○勤務体系は、時間外、休日出勤等を前提としたものか。（時間外：45時間／月を超える時間外勤務を前提としていないか） | 適・不適・その他 |
| | ○過重労働を強いる業務履行体制となっていないか。（連続深夜勤務、24時間を超える連続勤務、複数職場を掛け持ちさせる 等） | 適・不適・その他 |
| | ○現場管理等の管理的な立場の者には、必要な経験年数を有する者を配置しているか。 （根拠は会社の基準か業界の基準か） | 適・不適・その他 |
| | ○管理者の拘束時間は、適正か。複数の業務を同時に処理する等過重な勤務となっていないか。 | 適・不適・その他 |
| 賃金 | ○賃金単価の根拠は何か。 積算時の市場単価はいくらと認識しているか。 （具体的に数字を上げてもらう。） ○管理者の賃金の積算根拠は何か。 | 適・不適・その他 |
| | ○時間外費用は、時間数、割増率とも適正か。 ・時間外の割増率＝2割5分以上 ・月60時間を超える時間外＝5割以上 | 適・不適・その他 |

| | | |
|------------------------|---|----------|
| | ○予定価格の積算基礎とした賃金単価と比較して低く設定してある場合、その理由は何か。 | 適・不適・その他 |
| | ○有期雇用社員の賃金は、期間の定めのない社員に比べてどうか。 | 適・不適・その他 |
| 社会 保 険 料 | ○被雇用者の社会保険（厚生年金、健康保険、児童手当拠出金、労災保険、雇用保険、介護保険）加入費用は適正に積算されているか。 | 適・不適・その他 |
| | ○雇用者の負担は適正に積算されているか。 | 適・不適・その他 |
| 労働 者 の 確 保 | ○新たに労働者を雇用する場合、どのような条件（賃金、社会保険料、勤務時間、休日等）で行うか。 | 適・不適・その他 |
| | ○条件設定の基準はなにか。（市場の水準と比較してどうか。） | 適・不適・その他 |

※賃金の市場単価：参考となるのは公共工事設計労務単価。